議案第48号

読谷村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

読谷村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成11年読谷村条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条各号を次のように改める。

⑴　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の３第１項第６号に規定する職務代行者

⑵　法第260条の９の規定による仮代表者

⑶　法第260条の10の規定による特別代理人

⑷　法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

第３条中「「代表者」」を「「代表者等」」に改める。

第４条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第２項」を「省令第18条の３第１項」に改める。

第８条中「認可地縁団体台帳」を「地縁団体台帳」に改める。

第12条第２項第２号を次のように改める。

⑵　法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合

第14条中「第19条第１項第１号ト」を「第18条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の読谷村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の規定は、令和８年10月１日から適用する。

令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤